

☆市制70周年記念市民団体企画事業補助金Q&A

No.	分野	Q	A	備考
1	対象	これから団体を結成しても応募できますか？	会則、規約、定款などを作成し、構成員、活動場所などの要件を満たしている場合、応募できます。	
2	対象	行橋市に在勤・在学していることの確認はどのようにしますか？	所属や勤務先を記載した会員名簿（構成員名簿）を提出していただきます。	
3	対象	補助金を受けることができる事業はどのようなものですか？	市制70周年事業の基本方針に即した事業を対象に補助します。基本方針（募集要項に抜粋を載せています。）をご確認ください。	
4	対象	毎年行っている行事でも応募できますか？	市制70周年を記念し、基本方針に即した内容で拡充する場合、応募することができます。より多くの市民の方が楽しめるよう、内容を拡充してください。	
5	対象	1団体で複数の事業を応募できますか？	より多くの団体が応募できるよう、応募できる事業の数は、1団体につき1事業のみとします。	
6	対象	補助金額の計算方法を教えてください？	補助対象経費（募集要項に記載の例をご確認ください。）の5分の4が補助金額です。事業収入がある場合、それらの合計額を補助対象経費から差し引いた額の5分の4を補助金額とします。	
7	対象	毎年行っている事業を拡充する場合で、すでに市から補助を受けて実施している場合、対象になりますか？	市から本補助金以外の補助金を交付している場合、拡充であっても対象とはなりません。新規事業を企画し、応募してください。	
8	対象	協賛金を受けている場合、対象になりますか？	協賛金の交付を受けている場合であっても、応募できます。この場合、協賛金は事業収入として計上してください。	
9	対象	市から補助金を受けて活動していますが、新規事業であれば応募できますか？	例年の事業や、拡充して行う事業では応募できませんが、新規事業である場合は、応募できます。	
10	経費	オンラインを併用するため、IT業者に委託する予定ですが、委託費は補助対象経費ですか？	事業の進行に必要な業務の一部を業者に委託する場合、その経費（設営、音響、IT業務、運搬費など）は、委託費として補助対象経費に計上することができます。	

☆市制70周年記念市民団体企画事業補助金Q & A

No.	分野	Q	A	備考
11	経費	オンラインを併用するため、パソコンを購入する予定ですが、購入費は補助対象経費ですか？	事業後も団体の一般事務に使用が可能な物品の購入費は補助対象経費となりません。ただし、今回の事業の実施のため、レンタルする場合、賃借費として補助対象経費に計上することができます。	
12	経費	補助を受ける事業を告知する看板等を制作し、事業完了後も自主事業として継続実施する事業に使用する予定ですが、製作費は補助対象経費ですか？	今回実施する事業が今後も継続する場合は、補助対象経費に計上することが可能です。ただし、机、椅子、事務機器等、事業実施後も一般事務に使用可能な物品の購入費は補助対象経費に計上することはできません。また、制作した看板等を別の事業に使用する予定である場合も補助対象経費としての計上はできません。	
13	経費	ガソリン代は補助対象経費ですか？	ガソリン代は、事業に要した費用としての確認ができないため、補助対象経費として計上できません。	
14	経費	補助の対象にならない経費はどのようなものですか？	①団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費 ②経常的に使用する事務機器のリース料、家賃等の賃借料、通信費、光熱費などの経費 ③飲食費（会議などの茶代、イベント等のスタッフ用弁当代、打上げ代など） ④机、椅子、事務機器等、事業実施後も一般事務に使用可能な物品の購入費 ⑤事業実施に要しない経費 ⑥領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費などが挙げられます。	
15	手続	応募後の流れはどうなりますか？	応募後書面にて審査を行います（プレゼンテーションを求める場合があります。）。審査後、令和6年3月下旬頃に交付決定通知を団体の代表者に送付します。	

☆市制70周年記念市民団体企画事業補助金Q & A

No.	分野	Q	A	備考
16	手続	補助金の請求はどのように行ったらよいですか？	事業終了後に実績報告書の提出をしていただき、補助金額を確定させます。補助金確定通知書を交付しますので、記載の補助金額を請求書にて請求してください。	
17	手続	事業の実施前に補助金の交付を受けることはできますか？	事業の実施にあたり、補助金額確定前に補助を受けて事業に充当したい場合、補助金交付決定を受けた後に概算払い請求を行ってください。 実績報告により補助金算定額に減額があった場合は、過払い分を返還していただきます。	
18	手続	交付決定後、事業主体を他団体に譲ることはできますか？	事業主体を他団体に譲ることはできません。	
19	手続	詳細がきまっていないので、収支予算は後日提出でもよいですか？	収支も含めて実現性等を審査しますので、必ず応募時に提出してください。	
20	手続	交付決定を受けた後、収入や支出額に増減があった場合、補助金の額を変更してもらえますか？	補助金額の確定は、実績報告の収支決算書により行います。収入額の増加又は支出額の減少により、補助金算定額が減少した場合は、その算定額を交付し、概算払いで交付済みの場合、差額を返還していただきます。反対に、補助金算定額が増加した場合は、交付決定額が上限であるため、補助金の増額請求はできません。 なお、交付決定後に収支計画や事業計画に変更があった場合、事業変更承認申請を行い、承認を受けてください（事業完了後の計画変更はできません。）。	
21	その他	応募時点で会場を予約しており、審査の結果交付不決定となった場合、発生したキャンセル料は支払ってもらえますか？	採択されなかった事業の経費の補助はできません。そのことを踏まえて応募してください。	
22	その他	協賛を受けている場合、イベント等で周知してもよいですか？	配布物やイベントの装飾に「協賛〇〇〇」と掲載することは可能ですが、協賛企業・団体の紹介など特定の企業・団体の営利又は宣伝を目的とする周知活動はできません。なお、協賛金は事業収入として計上してください。	